

知財入門



時間割

1時間目	10:10～10:30	知的財産講座1 - 知財の基礎 -
2時間目	10:30～11:15	知的財産講座2 - 発明検討会 -
お昼休み	11:15～13:00	
3時間目	13:00～13:30	知的財産講座3 - 製品調査 -
4時間目	13:30～14:00	知的財産講座4 - 特許調査 -



1 時限目

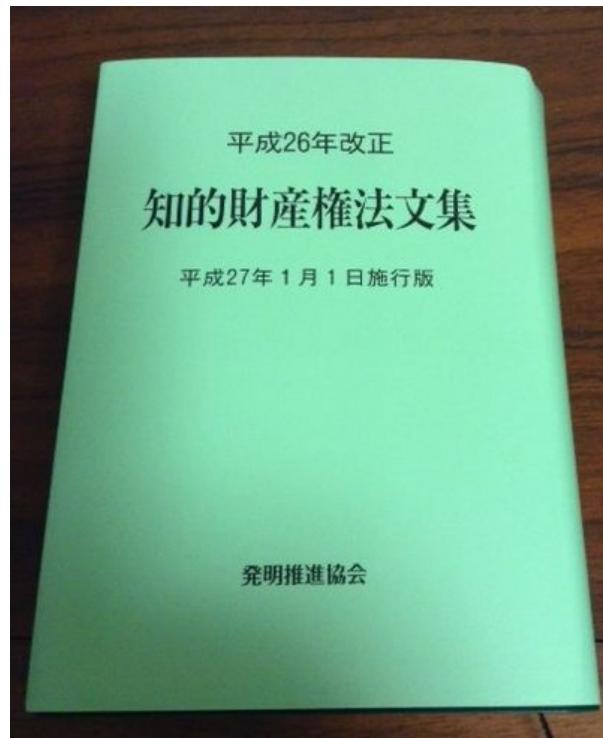
知的財産講座1

– 知財の基礎 –

はじめに

皆さんに法文集をお貸しします。
知財は法律に則って勝負する世界。

今日は皆さんに法文集を引いてもらいながら
お話ししていきます。



知的財産とは

人が頭を使って生み出したもの

■知的財産基本法 第二条 第一項

この法律で「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。



知的財産権とは

知的財産を守るための権利



他人により勝手にマネされてしまうのを防止

■知的財産基本法 第二条 第二項

この法律で「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

知的財産権(産業財産権に加えた広い範囲)

産業財産権

- 特許権(特許法)
- 実用新案権(実用新案法)
- 意匠権(意匠法)
- 商標権(商標法)

- 著作権(著作権法)
- 回路配置権(半導体集積回路の回路配置法)
- 育成者権(種苗法)
- 商品表示・商品形態(不正競争防止法)
- 商号(会社法・商法)

産業財産権とは

■特許法 第二条 第一項

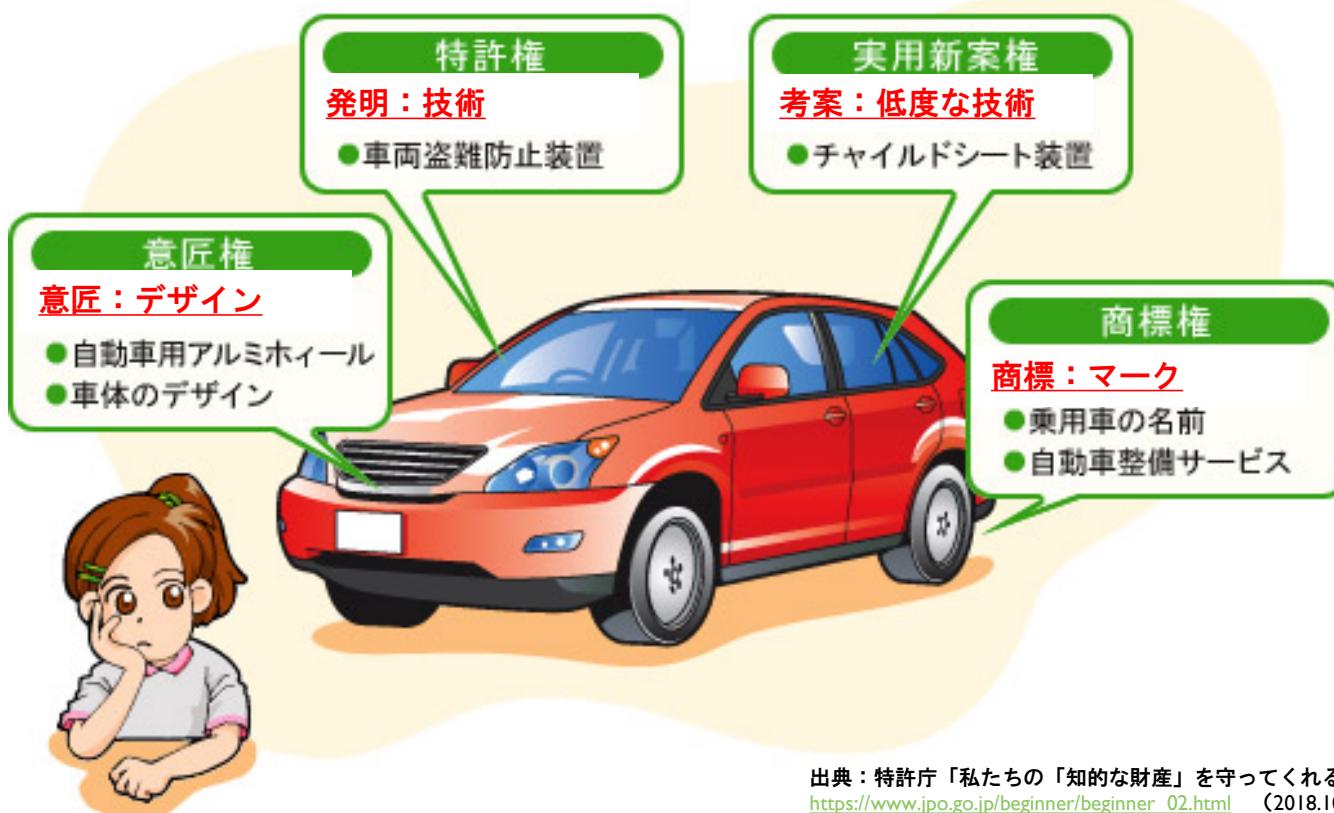
この法律で「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。

■意匠法 第二条 第一項

この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

■商標法 第二条 第一項

この法律で「商標」とは、文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合（以下「標章」という。）であつて、次に掲げるものをいう。



法の効力

独占排他権

- ・自分だけが使える
- ・他人が使ったら阻止することができる

■特許法 第六十八条

特許権者は、業として特許発明の実施をする権利を専有する。

■意匠法 第二十三条

意匠権者は、業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。

■商標法 第二十五条

商標権者は、指定商品又は指定役務について登録商標の使用をする権利を専有する。



法の目的

産業の発達

独占できれば、その人のモノが売れる。
・・・「よし、頑張って発明しよう！」

■特許法 第一条

この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。

■意匠法 第一条

この法律は、意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。

■商標法 第一条

この法律は、商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もつて産業の発達に寄与し、あわせて~~需要者~~の利益を保護することを目的とする。



特許が取れるまでの流れ

出願

明細書(文章や図)と願書(住所等)を書きます。



特許庁の出願窓口に申請します。(郵送やパソコンでの出願も可能です。)

※弁理士に手続を頼む方法もあります



公開

刊行物(公開公報)で出願の内容が公開されます。

※インターネットでも掲載されるので今までどんな発明が出願されたかを簡単に調べることができます。

※出願しただけでは特許は取れません!



審査

「審査請求」という手続をして出願内容の審査を受けます。

審査に合格すると登録の通知(特許査定)が送られてきます。

※不合格の場合には拒絶理由が通知されるので、指摘された部分を直せば合格することもあります。



登録

特許料を納付

「特許原簿」に登録

「特許権」発生、「特許公報」発行



拒絶

審査官の審査に不服があれば、審判を請求することができます。

ココだけは押さえておこう①

権利は、出願⇒審査⇒登録で発生する。

■特許法 第三十六条 第一項

特許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書を特許庁長官に提出しなければならない。

■特許法 第四十八条の二 第一項

特許出願の審査は、その特許出願についての出願審査の請求をまつて行なう。

■特許法 第四十九条 第一項

審査官は、特許出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その特許出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

■特許法 第五十一条 第一項

審査官は、特許出願について拒絶の理由を発見しないときは、特許をすべき旨の査定をしなければならない。

■特許法 第六十六条 第一項

特許権は、設定の登録により発生する。

ココだけは押さえておこう②

権利は、早い者勝ち。

■特許法 第三十九条 第一項

同一の発明について異なつた日に二以上の特許出願があつたときは、最先の特許出願人のみがその発明について特許を受けることができる。

■特許法 第二十九条 第一項

産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。

- 一 特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた発明
- 二 特許出願前に日本国内又は外国において公然実施された発明
- 三 特許出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた発明

第二項

特許出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が前項各号に掲げる発明に基いて容易に発明をすることができたときは、その発明については、同項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。

ココだけは押さえておこう③

権利には、**寿命**がある。

権利	存続期間
特許	出願から20年
実用新案	出願から10年
意匠	登録から20年
商標	登録から10年（更新可能）

■特許法 第六十七条 第一項

特許権の存続期間は、特許出願の日から二十年をもつて終了する。

■実用新案法 第十五条 第一項

実用新案権の存続期間は、実用新案登録出願の日から十年をもつて終了する。

■意匠法 第二十一条 第一項

意匠権（関連意匠の意匠権を除く。）の存続期間は、設定の登録の日から二十年をもつて終了する。

■商標法 第十九条 第一項

商標権の存続期間は、設定の登録の日から十年をもつて終了する。

第二項

商標権の存続期間は、商標権者の更新登録の申請により更新することができる。

ココだけは押さえておこう④

権利には、**お金**がかかる。

- ・出願時
- ・審査請求時
- ・拒絶理由応答時
- ・登録時
- ・更新時

■特許法 第百七条 第一項

特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、特許権の設定の登録の日から第六十七条第一項に規定する存続期間（同条第二項の規定により延長されたときは、その延長の期間を加えたもの）の満了までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

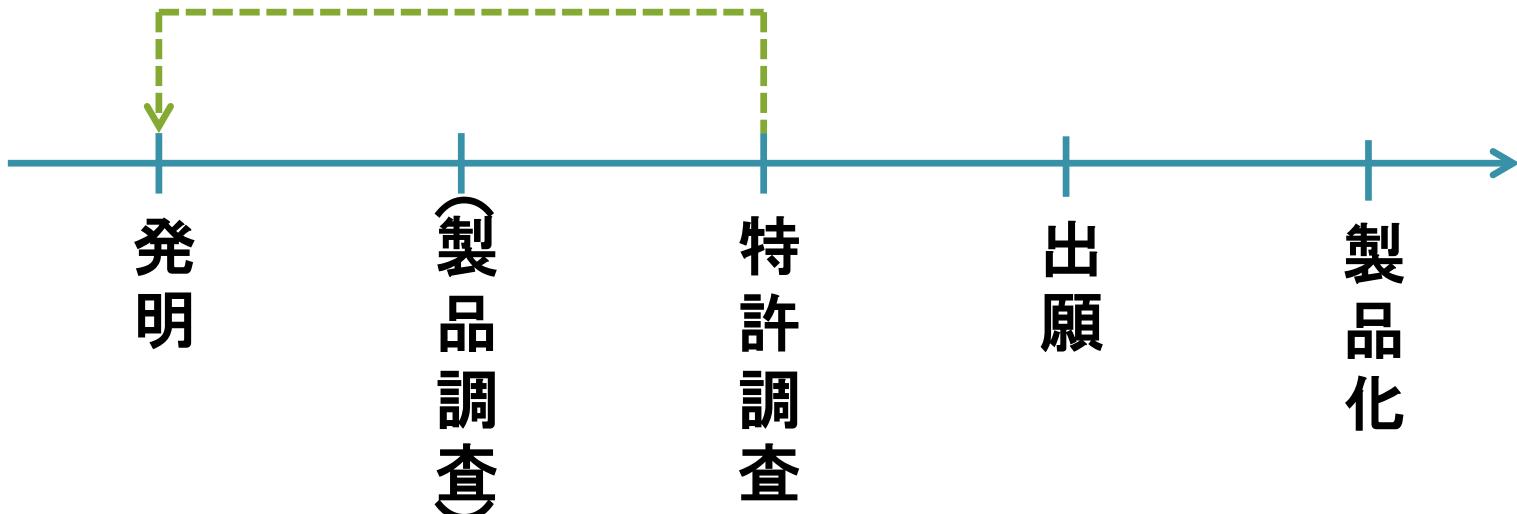
■特許法 第百九十五条 第二項

別表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

製品化までの間に 企業内で行われていること

2～4時間目では、
その一部を体験してもらいます。

※同じ特許があったら、発明を諦めることがある。
※同じ特許があったら、発明を考え直すこともある。

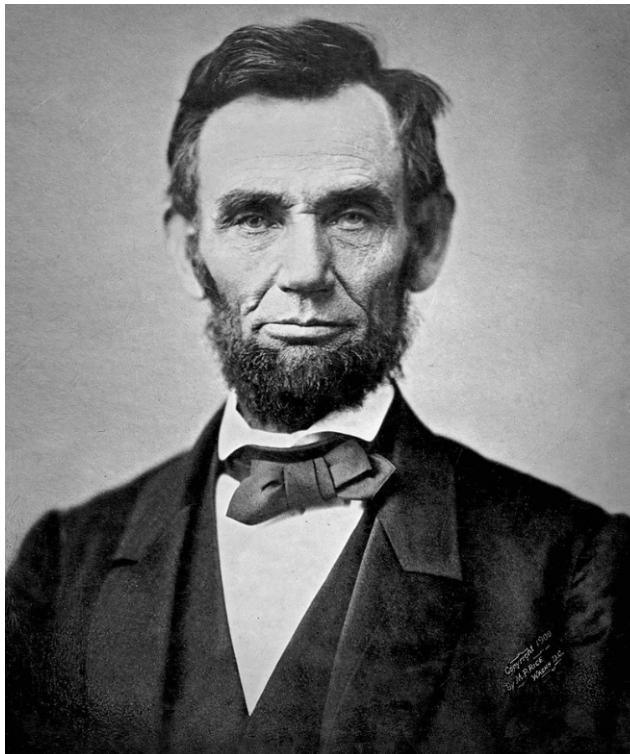


※製品調査は、省略されることがある。
※製品調査は、発明の前に行われることもある。



Coffee Break

- 特許にまつわる名言 -



出典： Wikipedia 「エイブラハム・リンカーン」
<https://ja.wikipedia.org/wiki/> (2018.10.19アクセス)

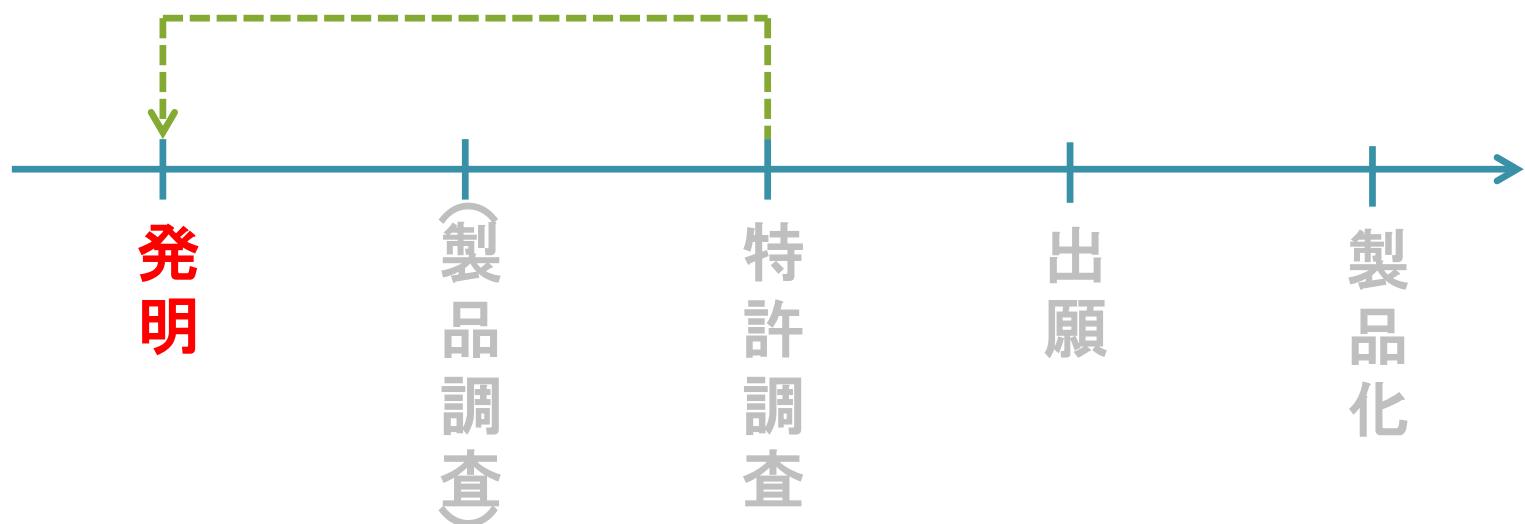
特許制度は、天才の情熱の炎に利益という油を注いだ。

b y エイブラハム・リンカーン
(第16代アメリカ合衆国大統領)

2 時限目

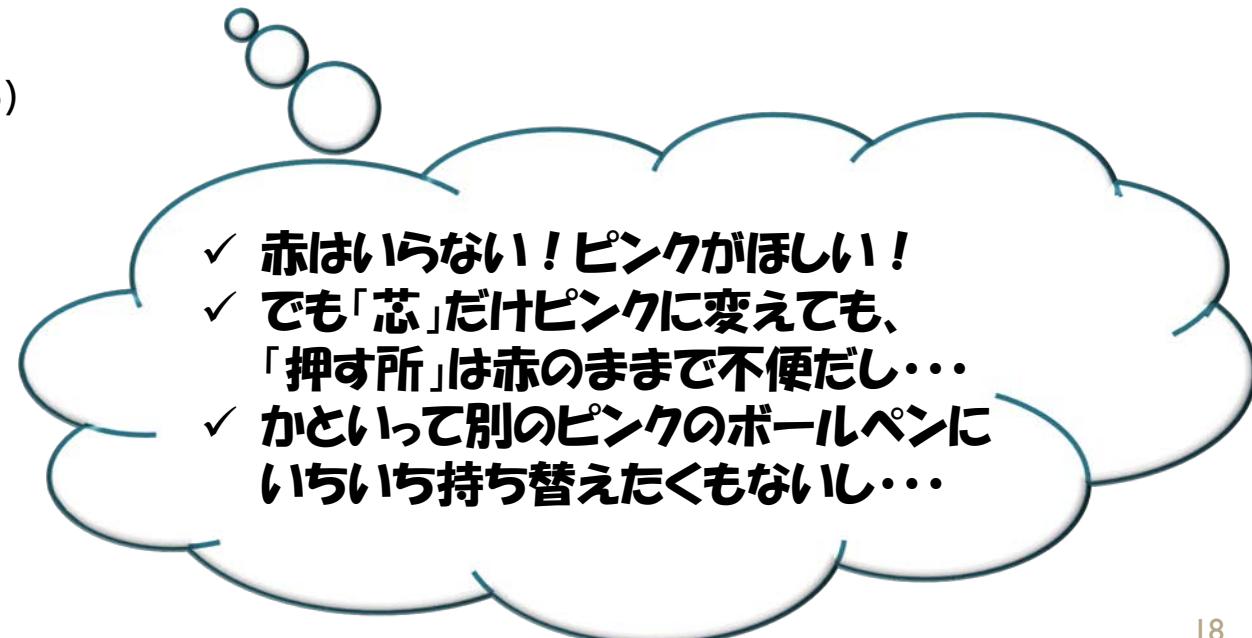
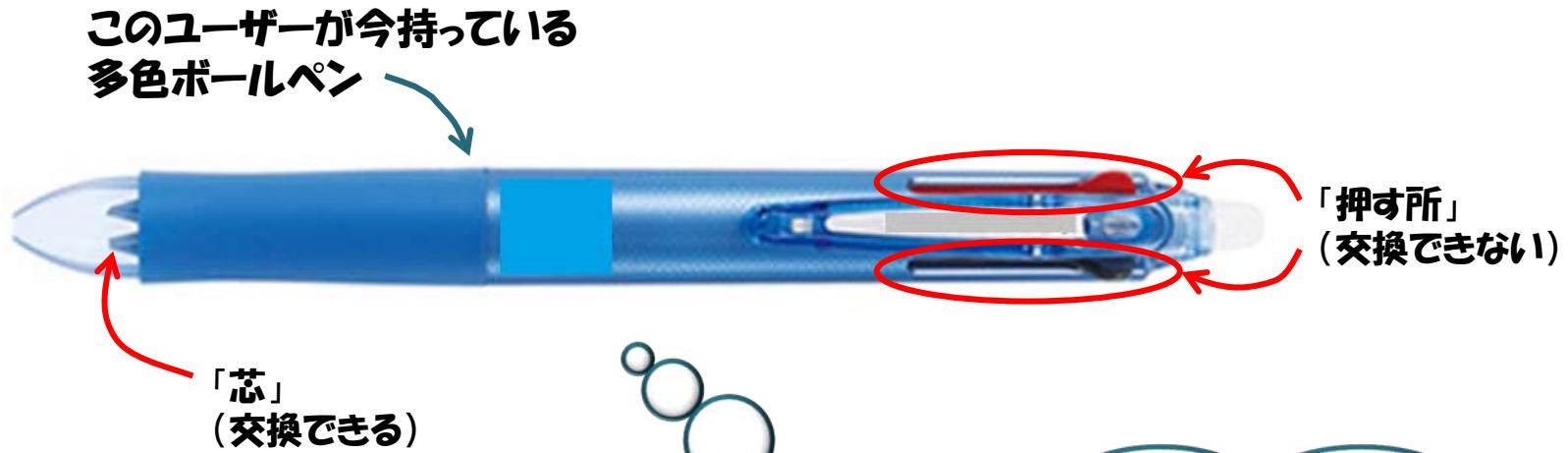
知的財産講座2

– 発明検討会 –



事前課題

「多色ボールペンの色を自由に変えたい！」
と願うユーザーがいます。



事前課題

あなたは文具メーカーの開発者です。
このユーザーのために多色ボールペンにどんな
改良をすればよいか、考えてください。

- 2人で1チームを組んで考えてください。
他のチームと相談しあったり、教えあったりしないでください。
(お互いに秘密にしておいてください。)
- 改良アイディアは何個でもいいです。
思いついただけ教えてください。
 - 身の回りにある多色ボールペンを実際に手に取って見ながら
考えてください。
 - 『赤の「押す所」がピンク色だと覚えておけばいい。』
『ピンクの芯が入っている多色ボールペンを買えばいい。』
という回答はナシ。改良を考えてください。
- お互いのアイディアを発表してもらいます。
- 紙にアイディアを書いて提出してください。
(図を描いてもよいです。)

Work

自分達が考えた発明を発表しよう！

- ・発表時間 3分以内
- ・各グループ1人代表者を決めて発表

Work

自分達のグループの発明を再検討し、
その結果を発表しよう！

- ・強み／弱み（他のグループの発明と比較）
- ・改善案も出せたら◎
- ・検討時間 5分間
- ・発表時間 3分以内
- ・さっき発表しなかった人が発表



Coffee Break

- 米国特許登録件数 -

日本
(2017年)

1	三菱電機	4,407
2	キヤノン	3,926
3	パナソニック IPマネジメント	2,953
4	トヨタ自動車	2,796
5	リコー	2,419
6	本田技研	2,405
7	富士通	2,400
8	セイコー エプソン	1,987
9	デンソー	1,831
10	東芝	1,705

米国
(2017年)

1	IBM	9,043
2	Samsung Electronics	5,837
3	Canon	3,285
4	Intel	3,023
5	LG Electronics	2,701
6	Qualcomm	2,628
7	Google	2,457
8	Microsoft	2,441
9	TSMC	2,425
10	Samsung Display	2,273

欧洲
(2017年)

1	Huawei	2,398
2	Siemens	2,220
3	LG	2,056
4	Samsung	2,016
5	Qualcomm	1,854
6	Royal Philips	1,733
7	United Technologies	1,719
8	Intel	1,435
9	Robert Bosch	1,412
10	Ericsson	1,373
22	Canon	708

中国
(2016年)

1	State Grid	4,146
2	Huawei	2,690
3	China Petloum	2,555
4	ZTE	1,587
5	Qualcomm	1,468
6	Bosch	1,413
7	BOE	1,228
8	Toyota	1,155
9	General Motors	1,143
10	Mitsubishi Erecvic	1,142
13	Canon	1,051



お昼休み

午後の講座（製品調査）に向けて

実は・・・

皆さんの発明と似た製品が売られています！

お昼休みに、

皆さんにその製品を購入して頂きます。

主な社名は以下の通りですので、

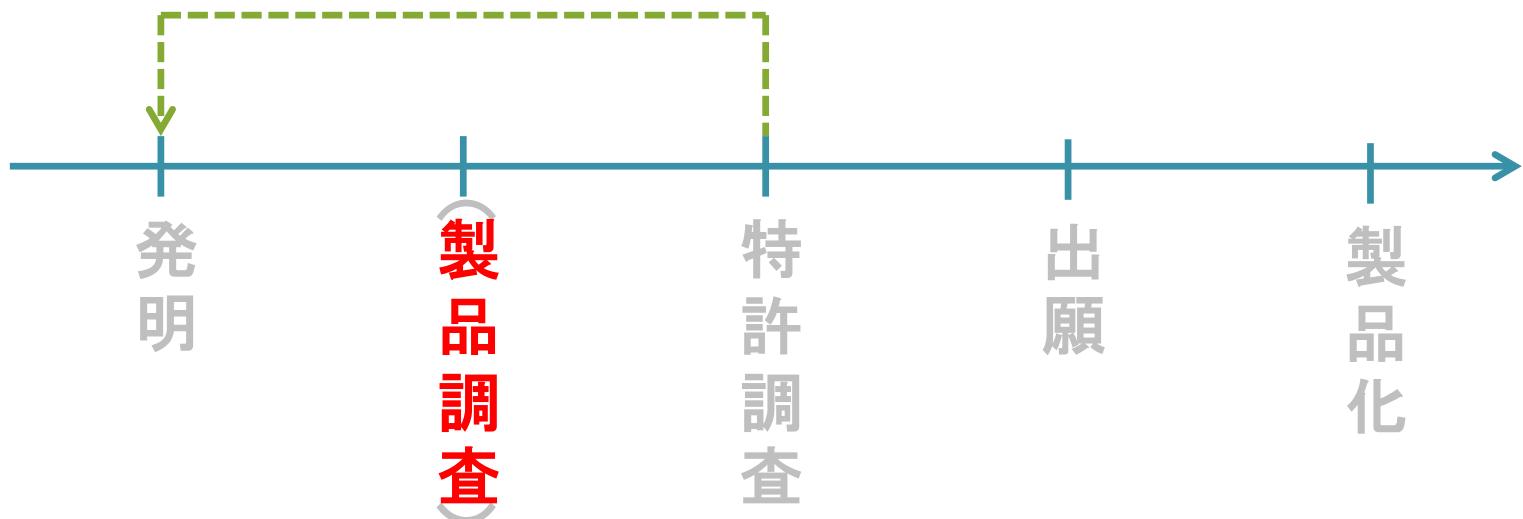
1社ずつ担当を決めて下さい。※カブリ禁止

- PILOT
- uni
- Pentel
- ZEBRA

3 時限目

知的財産講座3

- 製品調査 -



Work

お昼休みに購入した各製品を比較し、
その結果を発表しよう！

- ・検討時間 5分間
- ・発表時間 3分以内
- ・さっき発表しなかった人が発表
- ・ホワイトボード等を使用可

模範解答

◆PILOT

押す部分がリフィールと一体で同色
⇒押す部分で色を確認できる○



出典：PILOT 「HI-TEC-C coleto」
<http://www.hitecc-coleto.jp/> (2018.11.07アクセス)

◆uni Pentel ZEBRA

押す部分がリフィールと分離で無色
⇒持ち手の窓から色を確認する必要あり×
⇒持ち手の部分にグリップを付けられない×

なぜこんなことになっているのか！？

・・・その裏には特許の存在があるんです！！



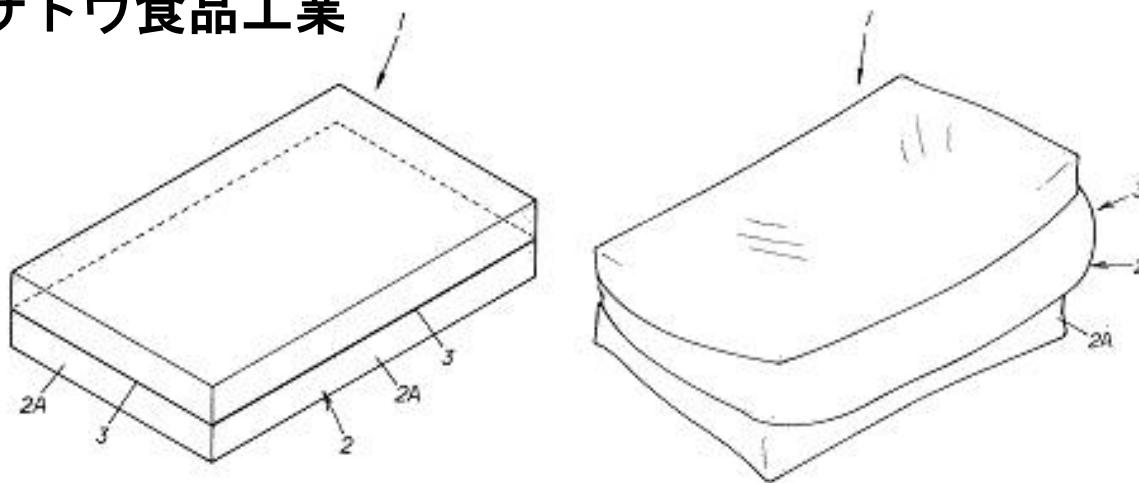
Coffee Break

- 身近な特許訴訟 -

◆特許第4111382号 ('02出願 '08登録)

原告：越後製菓

被告：サトウ食品工業



【概要】

餅の側面に切れ込みを入れることにより、餅を綺麗に膨ませる。

【結果】

原告勝訴

2012/9/19最高裁の上告棄却により知財高裁の判決確定

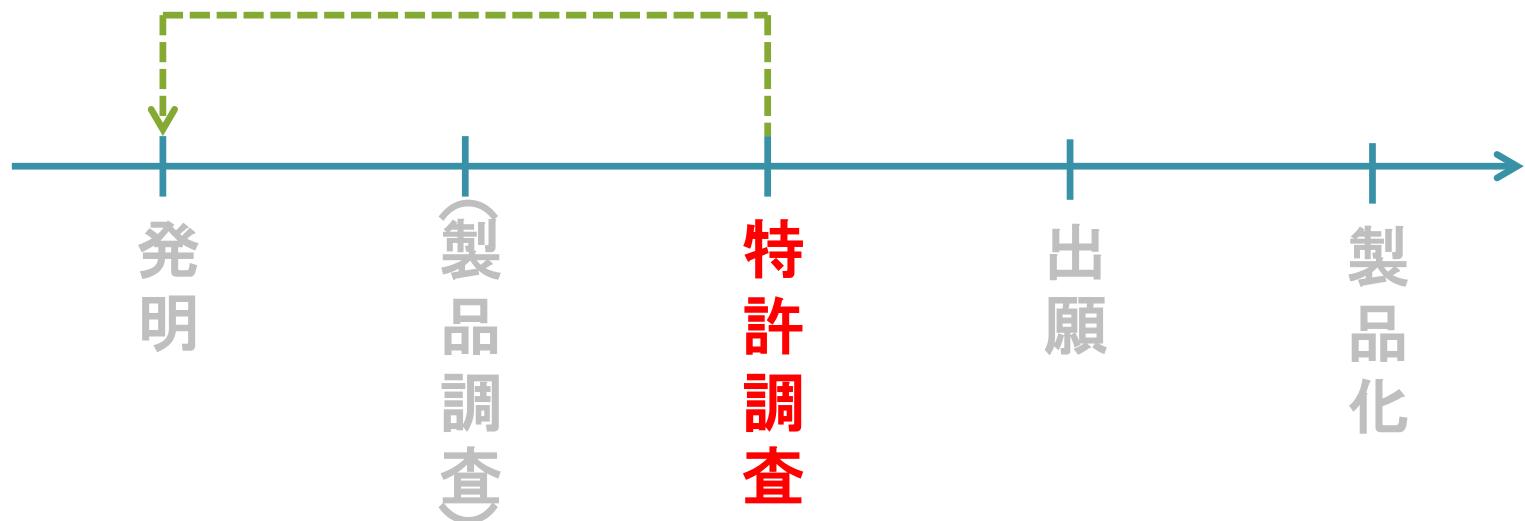
差止：製造販売禁止

損害賠償：約8億円

4 時限目

知的財産講座4

– 特許調査 –



調査方法


特許情報プラットフォーム

ヘルプデスク (9:00-21:00)
03-6666-8801
helpdesk@j-platpat.inpit.go.jp

English 特許庁 サイトマップ ヘルプ一覧


独立行政法人 工業所有権情報・研修館
National Center for Industrial Property
Information and Training

特許・実用新案 意匠 商標 審判 経過情報

特許・実用新案、意匠、商標の簡易検索 [? ヘルプ](#)

特許・実用新案、意匠、商標について、キーワードを入力して簡易検索ができます。
分類・文献番号等での詳細な検索をされる場合は、上部各サービス（ナビゲーション部分）をご利用ください。

特許・実用新案を探す ▼ AND

出典：INPIT 「J-Plat-Pat」
<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage> (2018.10.19アクセス)

Work

PILOTの特許を見つけてみよう！

- ・制限時間 15分間
- ・各グループに1台ずつPCをお貸します
- ・早く見つけたグループが勝ち
- ・ググる時と同じ感覚でOK
- ・はじめはノーヒント
- ・少しづつヒントを出していきます

ヒント1

◆ 「出願人」で絞り込む

皆が探しているのは、
何という会社の特許でしょう？

製品のロゴを見てごらん・・・

ヒント2

◆ 「発明の名称」で絞り込む

皆が探しているのは、
何という製品の特許でしょう？

※ 「発明の名称」は実際の製品名と違う
⇒検索結果の一覧を見て、
近そうな名称を見つけてごらん・・・

ヒント3

◆公報の「図面」で絞り込む

件数が少なくなったら、
公報の中身を見てみよう。

公報は分量が多いので、
まずは図面を見て判断すると早い。

模範解答

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第5079891号
(P5079891)

(45) 発行日 平成24年11月21日(2012.11.21)

(24) 登録日 平成24年9月7日(2012.9.7)

(51) Int.CI.

B 43 K 24/12 (2006.01)

F 1

B 43 K 24/12

請求項の数 14 (全 19 頁)

(21) 出願番号 特願2011-1682 (P2011-1682)
(22) 出願日 平成23年1月7日 (2011.1.7)
(62) 分割の表示 特願2006-86231 (P2006-86231)
の分割
原出願日 平成18年3月27日 (2006.3.27)
(65) 公開番号 特開2011-93323 (P2011-93323A)
(43) 公開日 平成23年5月12日 (2011.5.12)
審査請求日 平成23年2月3日 (2011.2.3)
(31) 優先権主張番号 特願2005-94157 (P2005-94157)
(32) 優先日 平成17年3月29日 (2005.3.29)
(33) 優先権主張国 日本国 (JP)
(31) 優先権主張番号 特願2005-200217 (P2005-200217)
(32) 優先日 平成17年7月8日 (2005.7.8)
(33) 優先権主張国 日本国 (JP)

(73) 特許権者 000111890
パイロットインキ株式会社
愛知県名古屋市昭和区緑町3-17
(74) 代理人 100117787
弁理士 勝沼 宏仁
(74) 代理人 100091982
弁理士 永井 浩之
(74) 代理人 100107537
弁理士 磯貝 克臣
(74) 代理人 100105795
弁理士 名塚 聰
(74) 代理人 100096895
弁理士 岡田 淳平
(74) 代理人 100106655
弁理士 森 秀行

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】多芯筆記具

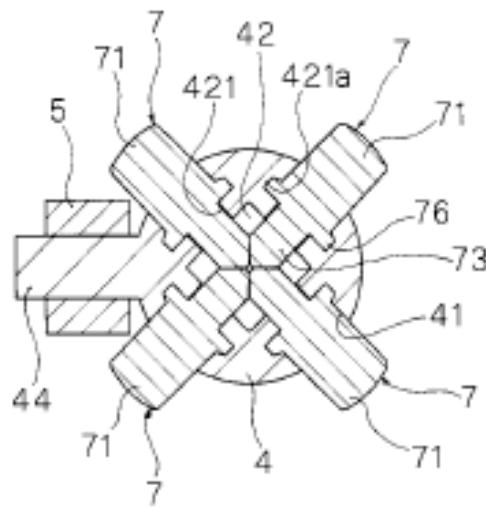
(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

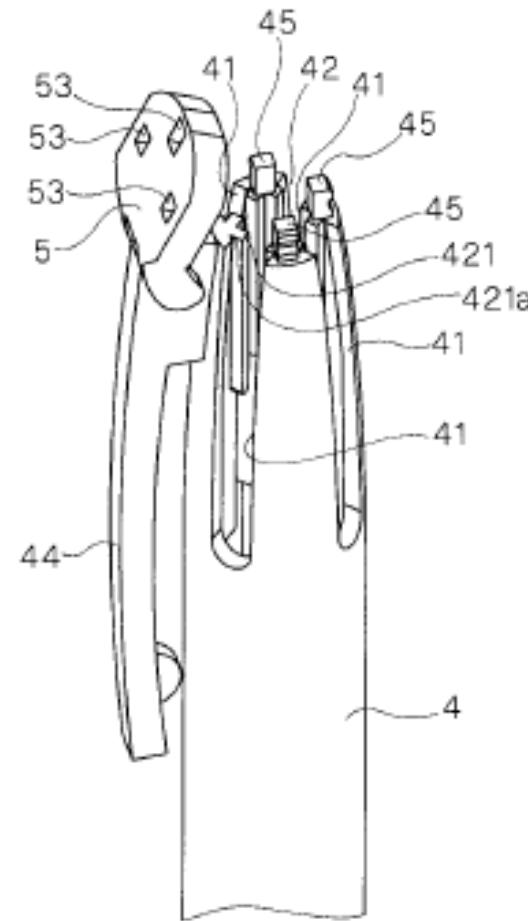
軸筒内に複数の筆記体を前後方向に移動可能に収容し、前記各々の筆記体を弾発体により後方に付勢し、前記各々の筆記体の後端に、各々の筆記体に対応した操作体を連結し、軸筒の側壁に前後方向に延びる複数の窓孔を径方向に貫設し、前記各々の窓孔から径方向外方に前記各々の操作体を突出させ、一つの操作体を窓孔に沿って前方にスライドさせることにより、その一つの操作体に連結された筆記体のペン先を軸筒の前端孔から突出させるとともに、先に突出状態にあった他の筆記体のペン先を軸筒内に没入させる多芯筆記具であって、各々の筆記体を軸筒内から取り外し交換可能に構成するとともに、軸筒の後端に、窓孔を後方に開口させる開閉自在の開口部を設け、前記開口部を介して操作体を、軸筒内から取り外し可能且つ軸筒内に挿入可能に構成したことを特徴とする多芯筆記具。

模範解答

【図 1 6】



【図 1 7】





Coffee Break

- 特許公報の具体例 -

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第5222411号
(P5222411)

(45) 発行日 平成25年6月26日 (2013.6.26)

(24) 登録日 平成25年3月15日 (2013.3.15)

(51) Int.Cl.

F I

H04N

1/00

(2006.01)

H04N

1/00

106Z

G06F

3/12

(2006.01)

G06F

3/12

C

G06F 3/12

K

請求項の数 9 (全 104 頁)

(21) 出願番号	特願2012-33350 (P2012-33350)	(73) 特許権者	000001007 キヤノン株式会社 東京都大田区下丸子3丁目30番2号
(22) 出願日	平成24年2月17日 (2012.2.17)	(74) 代理人	100076428 弁理士 大塚 康徳
(62) 分割の表示	特願2007-109682 (P2007-109682) の分割 原出願日 平成19年4月18日 (2007.4.18)	(74) 代理人	100112508 弁理士 高博 司郎
(65) 公開番号	特開2012-136028 (P2012-136028A)	(74) 代理人	100115071 弁理士 大塚 康弘
(43) 公開日	平成24年7月19日 (2012.7.19)	(74) 代理人	100116894 弁理士 木村 秀二
審査請求日	平成24年2月23日 (2012.2.23)	(74) 代理人	100130409 弁理士 下山 治
(31) 優先権主張番号	特願2006-168881 (P2006-168881)	(74) 代理人	100134175 弁理士 永川 行光
(32) 優先日	平成18年6月19日 (2006.6.19)		
(33) 優先権主張国	日本国 (JP)		
(31) 優先権主張番号	特願2006-203737 (P2006-203737)		
(32) 優先日	平成18年7月26日 (2006.7.26)		
(33) 優先権主張国	日本国 (JP)		

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】印刷装置、印刷装置の制御方法、コンピュータプログラム

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

本番用の印刷物を印刷処理するジョブに基づいて印刷処理を実行する第1の制御手段と、前記ジョブに基づく印刷処理の実行中に、前記ジョブと同じ画像データを用いて前記本番用の印刷物の一部を印刷する確認プリントの実行要求をユーザから受け付ける受付手段と、前記確認プリントの実行要求を受け付けたことに応じて、前記本番用の印刷物を印刷処理するジョブに基づく印刷処理を中断し、前記ジョブと同じ画像データを用いて前記本番用の印刷物の一部を印刷する確認プリントを実行する第2の制御手段とを有することを特徴とする印刷装置。